

**京都大学複合原子力科学研究所原子炉
設置変更承認申請書（研究用原子炉の変更）
に関する審査の結果の案の取りまとめ
－標準応答スペクトルを考慮した基準地震動の追加等－**

令和5年5月17日
原子力規制庁

1. 趣旨

本議題は、次のとおり付議し、及び諮るものである。

- ・ 試験研究用等原子炉設置変更承認申請書に関する審査の結果の案の決定について付議
- ・ 原子力委員会及び文部科学大臣への意見聴取の実施の決定について付議
- ・ 科学的・技術的意見の募集に関する原子力規制庁の方針を了承することについて諮る

2. 審査の結果の案の取りまとめ

令和3年12月14日に、国立大学法人京都大学（以下「申請者」という。）から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第26条第1項及び第76条の規定に基づき設置許可基準規則解釈の改正を踏まえた標準応答スペクトル（※¹）を考慮した基準地震動の追加等に係る京都大学複合原子力科学研究所の原子炉設置変更承認申請書（研究用原子炉の変更）が提出された。また、令和5年2月10日、令和5年3月24日及び令和5年4月13日に、申請者から同申請書の補正書が提出された。

本申請について、審査会合等において審査を進めてきたところ、原子炉等規制法第26条第4項において準用する同法第24条第1項各号のいずれにも適合しているものと認められることから、別紙1のとおり審査の結果の案を取りまとめることを決定いただきたい。

3. 原子力委員会への意見聴取

原子炉等規制法第26条第4項において準用する同法第24条第2項の規定に基づき、別紙2のとおり同法第24条第1項第1号に規定する承認の基準の適用について原子力委員会の意見を聴くことを決定いただきたい。

（※¹）「震源を特定せず策定する地震動に関する検討チーム」の検討結果において「震源を特定せず策定する地震動（全国共通）」として取りまとめた標準応答スペクトルをいう。

4. 文部科学大臣への意見聴取

原子炉等規制法第71条第1項第3号の規定に基づき、別紙3のとおり文部科学大臣の意見を聴くことを決定いただきたい。

5. 科学的・技術的意見の募集（第2案で委員会了承）

試験研究用等原子炉施設に係る審査書案に対する意見募集については、リスクの観点から科学的・技術的に重要な判断が含まれる場合は意見募集を行うことがあり得るとしている。（参考1）

今回の申請に係る審査書案を取りまとめるに当たっては、

（第1案）：別紙1の添付の審査書案に対する科学的・技術的意見の募集を行う。

（第2案）：別紙1の添付の審査書案に対する科学的・技術的意見の募集を行わない。

6. 今後の予定

（第1案の場合）

原子力委員会及び文部科学大臣への意見聴取の結果並びに審査書案に対する科学的・技術的意見の募集の結果を踏まえ、原子炉等規制法第26条第1項及び第76条の規定に基づく当該設置変更承認申請に対する承認処分の可否について判断をいただきたい。

（第2案の場合）

原子力委員会及び文部科学大臣への意見聴取の結果、基準の適用や承認することについて特段の意見がなければ、原子炉等規制法第26条第1項及び第76条の規定に基づく設置変更の承認を、文書管理要領別表第3（1）事項番号22により原子力規制庁長官の専決処理により行うこととしたい。また、専決処理結果については、他の専決処理案件を含め、報告を行うこととしたい。（参考2）

<別紙、参考>

別紙1 京都大学複合原子力科学研究所原子炉設置変更承認申請書（研究用原子炉の変更）の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に規定する承認の基準への適合について（案）

添付 京都大学複合原子力科学研究所原子炉設置変更承認申請書（研究用原子炉の変更）に関する審査書（核原料物質、核燃料物質

及び原子炉の規制に関する法律第24条第1項第2号（技術的能力に係るもの）及び第3号関連）（案）

- 別紙2 原子力委員会への意見聴取 京都大学複合原子力科学研究所原子炉設置変更承認（研究用原子炉の変更）に関する意見の聴取について（案）
- 別紙3 文部科学大臣への意見聴取 京都大学複合原子力科学研究所原子炉設置変更承認（研究用原子炉の変更）に関する意見の聴取について（案）
- 参考1 平成27年度第56回原子力規制委員会（平成28年2月17日）資料3「試験研究用等原子炉施設における新規制基準への適合性審査に係る今後の進め方について」の別紙2「試験研究用等原子炉施設等の新規制基準適合性審査に係る意見募集について」
- 参考2 原子力規制委員会行政文書管理要領（原規総発第120919005号（平成24年9月19日原子力規制委員会決定））（抜粋）
- 参考3 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）（抜粋）
- 参考4 国立大学法人京都大学複合原子力科学研究所原子炉設置変更承認申請書に関する審査の概要